

起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問書に対する回答

No.	質問	回答
1	実施要領 7提出書類 ④に記載の「ア 登記事項証明書」の取得日には指定はありませんか。	登記事項証明書の取得日に指定はありません。ただし、法人の登記内容を確認するための資料として、申請時点の登記状況が確認できるものをご提出ください。
2	実践型オンライン講座の受講者の、本事業終了時点での学習状態(起業への準備状態)について、市としての具体的なゴールイメージがあれば教えてください。またこれと関連して、最終発表での受講者のプレゼンテーションに期待する内容についても、具体的なイメージがあれば教えてください。(例 自らの起業ビジョンの発表、可能な者は事業アイデアの発表、など)	実践型オンライン講座の受講者については、自身の関心領域における問題意識とその解決に向けた仮説を整理し、起業に向けた次のアクションを描ける状態になることを想定しています。 また最終発表では、講座で得た知識やスキルを活用し、社会・地域課題等を起点とした事業アイデアを発表するとともに、事業終了後の具体的な行動計画を示すことを期待します。 なお、事業アイデアやビジネスモデルの検討状況については受講者ごとに段階が異なることを想定しており、全ての受講者に同一の到達段階を求めるものではありません。ただし、成果指標No.3に定めるとおり、「事業アイデアを第三者に提示し、フィードバックを得ることが可能な水準まで資料化した参加者数3組(または3名)以上」の達成を求めます。

上記の質問に対する回答は、「起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託仕様書」の内容の追加及び修正とみなします。

令和8年6月5日
新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課